

### ○社会福祉協議会

・社会福祉協議会における支  
払事務や各福祉センターにお  
ける使用料の取り扱いについ  
て、一部書類の不備や記載誤  
り等が見受けられたことか  
ら、適正な事務処理を行われ  
たい。

・各福祉センターにおいて  
は、利用に関するアンケート  
結果に基づき、適宜、改善や  
対応が図られているが、今後  
も利用者の声を聴きながら、  
更なる利便性の向上に努めら  
れたい。

また、幼児から高齢者まで  
誰もが安心して利用できるよ  
う、利用者や施設のより一層  
の安全性向上に向け新たな対  
応方法についても検討された  
い。

### ○社会福祉課

・事業報告書が条例に定める  
期日までに社会福祉協議会か  
ら提出されていないことがこ  
から、現状を把握したうえで  
適切な対応を図りたい。

・社会福祉協議会を非公募に  
より指定管理者とした合理的  
理由について、分かりやすく  
説明できるように整理された  
い。

また、施設を有効に活用す  
るため、指定管理者制度のメ  
リットを十分に活かした運営  
がなされるよう社会福祉協議  
会と更なる連携を図られた  
い。

社会福祉協議会は、長年に  
わたり地域に根差した福祉活  
動に尽力され、地域福祉の推  
進において非常に大きな役割  
を果たしている。

本市における地域福祉活動  
の拠点施設となる福祉セン  
ターについては、時代ととも  
に利用者ニーズが一層多様化  
することが予想されることか  
ら、社会福祉協議会のノウハ  
ウを十分活かし、引き続き市  
と連携を図りながら、より多  
くの人に親しまれる施設とな  
るよう努められたい。

### 問合せ

監査委員事務局 (9階)

☎(20)1560

FAX(20)1607

## 軽自動車の継続検査（車検）時に 納税証明書の提示が原則不要になります

令和5年1月4日<sup>④</sup>から、軽自動車の継続検査の申請手続きにおいて、原則、申請者による納税証明書の提示が省略できるようになります（二輪の車両は対象外のため従来通り納税証明書が必要です）。

ただし、納付確認に一定の日数がかかるため、お急ぎの場合は従来通り納税証明書を提示してください。



国土交通省・総務省・軽自動車検査協会・地方税共同機構

詳しくはこちら <https://www.ita.go.jp/jidousya/>



### 【納付確認ができないため、紙の納税証明書が必要となる場合】

- ・納付したばかりのため、軽JNKSに納付情報が登録されていない
- ・中古車の購入直後
- ・他の市区町村へ引っ越した直後
- ・対象車両に過去の未納がある

### 軽自動車を買ったら軽自動車OSS

軽自動車保有関係手続のワンストップサービス（軽自動車OSS）は、軽自動車を保有するために必要な各種手続き（申請・申告・納付）をパソコンからインターネットでいつでも行うことができるサービスです。

令和5年1月4日<sup>④</sup>から、「新車購入時（新規検査・税申告）の手続」が追加され、行政機関等の窓口に出向く必要がなくなります（車検証等の受け取りは必要）。

問合せ 市民税課 (2階) ☎(20)1577 FAX(20)1609

